

工場又は事業場における事業者単位のエネルギー管理の義務付け対象者の範囲を定める規制の影響の事前評価書

1. 政策の名称

工場又は事業場における事業者単位の総合的なエネルギー管理の義務付け対象者の範囲を定める規制

2. 担当部局

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー対策課長 坂本 敏幸
電話番号：03-3501-9726 e-mail：shoueneka-gyoumu@meti.go.jp

3. 評価実施時期

平成20年10月

4. 規制の目的、内容及び必要性等

(1) 規制の目的

原油等のエネルギー価格の高騰、国際的な中長期的なエネルギー需給逼迫、地球温暖化問題の深刻化といったエネルギーをめぐる環境の変化に対し、一層の省エネルギー対策の強化が必要となっている。こうした状況を踏まえ、平成20年5月に「エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）」の一部改正法が成立し、「事業者単位」でのエネルギー管理が義務付けられることとなった。

事業者に対する規制対象¹の範囲を決める「エネルギー使用量の裾切り値」については、省エネ法においてエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（以下「政令」という。）に委任されており、エネルギーを原油換算で年間でどの程度使用している事業者を規制の対象とするかについて定めている。

(2) 規制の内容

改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「改正省エネ法」という。）第7条第1項の規定により、一事業者が設置しているすべての工場等²における年間のエネルギー使用量の合計が政令で定める数値以上である事業者を「特定事業者」として指定することとしている。併せて、改正省エネ法第19条第1

¹ 本評価書では、規制対象の広さを表す際には、特に断らない限り、国内で消費されているエネルギー量のうちエネルギー管理の規制に服するエネルギー消費量が占める割合を用いる。以下、本評価書では、当該割合を「（規制の）カバー率」とも記載する。

² 工場又は事業場をいう。

項の規定により、連鎖化事業者（コンビニ等のフランチャイズチェーンの本部）及び連鎖化事業者と一定の契約関係にある当該連鎖化事業の加盟者（いわゆる、前述のフランチャイズチェーンの加盟者）を合わせてエネルギー管理の観点からは一事業者として捉え、設置されている全ての工場等の年間のエネルギー使用量の合計が、政令で定める数値以上である連鎖化事業者を「特定連鎖化事業者」として指定することとしている。

今回の政令改正では、改正省エネ法の施行にあたり、特定事業者・特定連鎖化事業者の指定にかかるエネルギー使用量の裾切り値を 1,500kl（原油換算値）／年と定めるものである。

なお、省エネ法の改正による規制体系の変化については、資料 1 のとおり。改正省エネ法において、指定を受けた特定事業者・特定連鎖化事業者は以下の義務を負うこととされている。改正省エネ法の詳細やその内容に関する事前評価書についてはホームページ³にて掲載している。（法改正時の事前評価書については本資料に別添。）

<特定事業者・特定連鎖化事業者に義務づけされた事項>

- ① 事業者が設置している全工場・事業場におけるエネルギーの使用の状況に関する定期報告
- ② 事業者が設置している全工場・事業場に関する中長期計画（省エネルギーに係る設備投資等についての計画）の作成
- ③ 事業者ごとにエネルギー管理統括者（資格は必要としない）及びエネルギー管理企画推進者（エネルギー管理講習の課程修了者）の選任 等

³省エネ法改正の概要のホームページ

<http://www.meti.go.jp/committee/materials/downloadfiles/g80523a05j.pdf>

省エネ法改正の際の事前評価書のホームページ

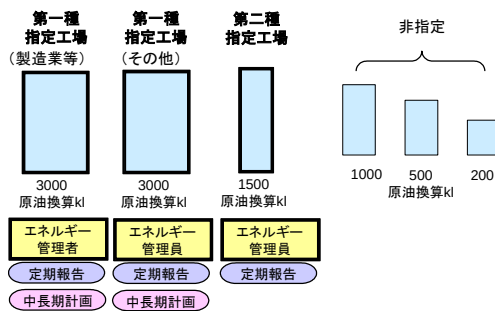
http://www.meti.go.jp/policy/policy_management/RIA/19fy-ria/080303_syoene.pdf

資料 1. 事業者単位のエネルギー管理規制の導入のイメージ

事業者単位での総合的なエネルギー管理を促す規制体系の導入

- 工場等において一定以上のエネルギーを使用している事業者(特定事業者)に対し、事業者単位のエネルギー管理に係る所要の措置を手当。(事業者単位での中長期計画・定期報告、エネルギー管理統括者等の選任等)
- 一定以上のエネルギーを使用している工場等については、引き続き、現場管理に係る所要の措置を手当。(指定工場におけるエネルギー管理者等の選任等)
- なお、フランチャイズチェーンについては、チェーン全体を一事業者と捉え規制対象とする。

【現行省エネ法の指定工場制度】



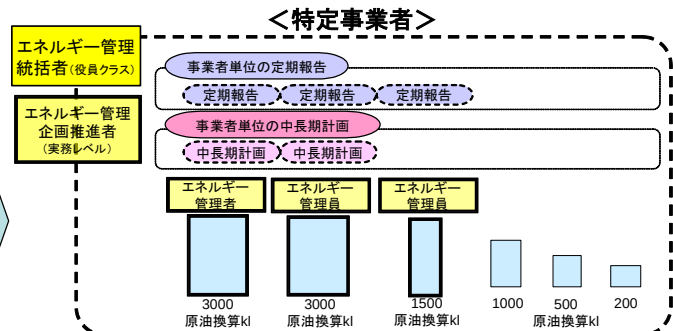
[エネルギー管理の体制]

- 指定工場ごとにエネルギー管理者等を選任

[計画策定・報告]

- 第一種工場ごとに中長期計画策定義務
- 指定工場ごとに定期報告義務

【事業者単位のエネルギー管理規制(イメージ)】



[エネルギー管理の体制]

- 役員クラスのエネルギー管理統括者等の選任
- 指定工場ごとにエネルギー管理者等を選任

[計画策定・報告]

- 事業者単位の中長期計画・定期報告義務

(3) 規制の必要性

事業者単位でのエネルギー管理規制に加え、事業者単位のエネルギー管理規制を導入することの必要性については、概ね、以下の二点にまとめられる（詳細については、改正省エネ法に関する事前評価書（別紙）を参照のこと。）。

・エネルギー管理の状況を規制するに当たっては、事業者が、設置する全工場又は事業場を俯瞰して最適なエネルギー管理を行う取組を適切に行っているか否かという観点进行评估し、対策を進める必要があること。

・事業者全体としてエネルギー管理を進めるためには、既に工場単位の省エネルギーを相当程度進めてきた産業部門だけでなく、業務部門においてもエネルギー管理を徹底する必要があるところ、事業場当たりのエネルギー使用量が相対的に少ない結果、潜在的なエネルギー管理の余地のある業務部門の事業場が規制の対象から外れ、すでにカバー率が9割となっている産業部門に比し、バランスを欠くものであること（現行省エネ法に基づく事業場単位のエネルギー管理規制の対象事業場（経済産業大臣による指定）の状況について、資料2参照。）。

資料2. 業務部門における省エネ法に基づく事業場指定の状況（例）

○総合スーパーは約半数で指定。家電量販店、大型ホテルは一部指定。中堅スーパー、外食産業、ビジネスホテルはほぼ未指定。

総合スーパー

- ・A社：179店舗中109店舗が指定
- ・B社：139店舗中65店舗が指定

家電販売店

- ・G社：25店舗中3店舗が指定
- ・H社：19店舗中1店舗が指定
- ・I社、J社は未指定

ホテル

- ・Kホテル：16棟中5棟が指定
- ・Lホテル：20棟中4棟が指定
- ・Mホテル：44棟中18棟が指定
- ・ビジネスホテルは未指定

中堅スーパー

- ・C社：101店舗中6店舗が指定
- ・D社（191店舗）、E社（128店舗）、F社（83店舗）は未指定

外食産業

- ・ファミリーレストラン、ファーストフード等の外食産業は未指定

出典：平成19年7月13日総合資源エネルギー調査会省エネルギー部会政策小委員会 提出資料

今回の政令改正では、以上の趣旨を踏まえ、適切な裾切り値を定めるものである。（2）で示した裾切り値の水準によって、今般導入する規制の費用や効果等に影響が生じることから、その影響について今回の事前評価書において評価する。

(4) 法令の名称・関連条項とその内容

[名 称] エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令

[関連条項]

○特定事業者等の指定に係るエネルギーの使用量（第2条第1項、第2項）

(5) 規制により影響を受ける関係者

今回の規制により影響を受ける関係者としては、下記の3者が想定される。

○エネルギーを使用して事業を行う者

○国民

○規制の執行を行う行政機関

5. 想定される代替案

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令案（以下「改正案」という。）では、特定事業者・特定連鎖化事業者の規制対象範囲を決める「エネルギー使用量の裾切り値」として、京都議定書目標達成計画で掲げる目標⁴を達成する基準として、1,500kl／年としている（この場合の、業務部門のカバー率は約5割、産業部門のカバー率は約9割。）。

一方、これに対する代替案としては、京都議定書目標達成計画をより進めていくことも求められていることから、裾切り値を、改正案よりも1000kl下げて500kl／年とすることにより、業務部門のカバー率を、改正案よりも約2割増加（約6割～約7割程度）させる案を検討する。なお、産業部門のカバー率は裾切り値を500kl～2,500klと動かしたとしても約9割のままであり、大きな変化は見られない。今回の改正は、産業部門に対し業務部門のカバー率が著しく低いといったバランスを欠く現状を改め、事業者単位として省エネルギー対策の効果がより期待される業務部門をより含めていくことが必要であるとして実施されたことから、本評価書においても業務部門のカバー率に着目し、これを改正案よりも増加させる案を代替案とする。

ちなみに、事業者の省エネルギー対策に係る負担を考慮して、裾切り値を改正案の1,500kl／年以上に上げてカバー率を下げる場合も考えられるが、その場合は、京都議

⁴平成20年2月に行われた産業構造審議会・中央環境審議会合同会合の最終報告において、京都議定書目標達成計画に掲げた目標を達成するには、現行の対策のみでは2,200～3,600万t-CO₂の不足が見込まれるとの発表があり、これを受け、追加的対策として改正省エネ法における効果を掲げ、京都議定書目標達成計画が改定された。これに伴い、改正省エネ法における工場・事業場対策の効果として2010年度において300万t-CO₂を削減するとした。

追加的対策300万t-CO₂を達成するためには、改正省エネ法により新たに規制対象となる業務部門における事業者のカバー率を約5割とすることが必要。

定書目標達成計画における追加的対策の達成が難しくなることから、代替案になり得ない。

表 改正案と代替案の内容比較

規制項目	改正案	業務部門のカバー率が改正案と比べ約二割増加する案（代替案）
規制対象範囲を決めるエネルギー使用量の裾切り値	1,500kl／年	500kl／年
影響の概要 （内容の比較）	産業部門のカバー率は引き続き約9割に、業務部門のカバー率は、現行の省エネ法では約1割であったのが、約5割となり、対象となる事業者数は全体で約1万社になると考えられる。 また、京都議定書目標達成計画における追加対策として試算されている300万t-CO₂の達成が予想される。	改正案と比べて、産業部門のカバー率はほぼ同等なままであるが、業務部門のカバー率は約2割増加する。一方、対象となる事業者数は改正案の約3倍になると考えられる（後述）。また、従業員数が300人未満の中小規模の事業者についても、対象となる事業者数は、改正案の約5倍に増加する⁵と考えられる。 また、カバー率が改正案よりも大きいことから、京都議定書目標達成計画における追加対策を改正案よりも速やかに達成すると予想される。

6. 規制の費用

<改正案>

上述のとおり、改正案では、特定事業者・特定連鎖化事業者の基準を1,500kl／年とする。各関係者が負うべき新たな費用の具体的内容は以下のとおり。

※費用項目としては、改正省エネ法の事前評価に当たり想定した内容と同じものであり、新たに発生する項目はない。

（１） エネルギーを使用して事業を行う者

⁵国、自治体等を除いて試算。

*** 法令遵守にかかる費用**

①エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者の選任

規制対象となる事業者には、新たに、事業者の設置している工場等の全体のエネルギー管理を統括する者として、当該事業者が行う事業の実施を統括管理している者のうちから、エネルギー管理統括者を選任することを義務づける。エネルギー管理統括者については、特段の資格は求めない。

さらに、規制の対象となる事業者には、エネルギー管理統括者をエネルギー管理に係る技術的側面や実務面からサポートするエネルギー管理企画推進者を選任することを義務づける。エネルギー管理企画推進者は、一定の技術的知識を有する者である必要があることから、既存のエネルギー管理に係る講習課程⁶を修了した者であることを資格要件とする。

②年間エネルギー使用量の定期報告

現行の省エネ法では、規制対象となる事業者は、主務大臣（経済産業大臣及び業所管大臣）に対して、工場ごとにエネルギーの使用の状況等に関する定期の報告義務が課されているが、これを改め、規制対象となる事業者は、その設置している全工場・事業場におけるエネルギーの使用の状況等に関する定期の報告義務が課されるものとする。

③中長期計画の作成

現行の省エネ法では、規制対象となる事業者は、主務大臣に対して、工場ごとに、省エネルギーに係る設備投資等についての計画を記した中長期計画を提出する義務が課されていたが、これを改め、規制対象となる事業者は、その設置している全工場・事業場における省エネルギーに係る設備投資等についての計画を記した中長期計画を提出する義務が課されるものとする。

*** 省エネルギー対策の計画実施にかかる費用**

規制対象となる事業者は、上述の計画にもとづき、企業内の全工場・事業場を含めて、設備投資や各種の省エネルギーに関する取組等を行うことが求められ、これに係る費用が発生する。

各事業者において計画に記載する取組は任せられているが、現在、先進的な事業者が実施しているエネルギー管理としては下記の事例がある。

【先進的な省エネルギー対策の取組事例】

- ・ 全工場共通の省エネルギー・チェックリストの作成
- ・ 本社や社内ネットワークでの全工場のエネルギー管理の実施

⁶ 現在、エネルギー管理に係る講習事務は、省エネ法第10条第2項に基づく指定試験機関である財団法人 省エネルギーセンターが実施している。事業者は、エネルギー管理に係る講習（1日）の課程を修了した者等のうちからエネルギー管理企画推進者を選任しなくてはならない。

- ・高効率設備の積極的な導入
- ・企業内の全体最適を図るため、工場横断的なノウハウの発掘・共有 等

* 担保措置

規制対象となる事業者が上記①～③を遵守しなかった場合は、法律において罰則が設けられている。例えば、エネルギー管理統括管理者を専任しなかった場合は、100万円以下の罰金となる。

なお、省エネルギーの状況については、法第5条にもとづく判断基準に照らして著しく不十分な場合に、法第16条にもとづき、事業者は主務大臣から合理化計画の作成を指示される等の規定がおかれている。

(2) 国民

改正案による直接的な関与影響はないが、エネルギーを使用して事業を行う者に今回の規制に対応するための追加的な費用が発生することにより、当該事業者が販売する製品等に価格転嫁され、新たな費用が発生する可能性がある。しかし、省エネルギーは事業者のエネルギーコスト削減にもつながるものであり、将来的には価格の低減となり費用が軽減される可能性もある。

(3) 行政機関（国）（法令執行に係る費用）

改正案では、エネルギー使用量が「事業者単位」で捉えて1,500kl／年以上となる事業者を規制対象としているため、工場・事業場単位で捉えてエネルギー使用量が1,500kl／年以上の工場・事業場を規制対象としている現行の省エネ法と比べ、規制対象範囲は増加することは確実である。一方、行政機関に対して定期報告等を義務付ける直接の規制対象数は減少する。すなわち、これまで工場・事業場ごとに指定し、定期報告書等を提出させ、判断基準に照らして十分かを評価していたが、改正後は、複数の工場・事業場を設置する事業者ごとに指定し、定期報告書等を提出させ、判断基準に照らして十分かを評価することとなる。

現行の省エネ法においては約14,000箇所の工場を対象としていたが、改正案によれば、事業者数は約1万社と試算されることから、結果的には、行政の執行業務に係る負担はある程度抑えることができると考えられる。

<代替案>

代替案では特定事業者・特定連鎖化事業者のエネルギー使用量の裾切り値を500kl／年とする。各関係者が負うべき新たな費用の具体的内容は以下のとおり。

(1) エネルギーを使用して事業を行う者（法令遵守にかかる費用）

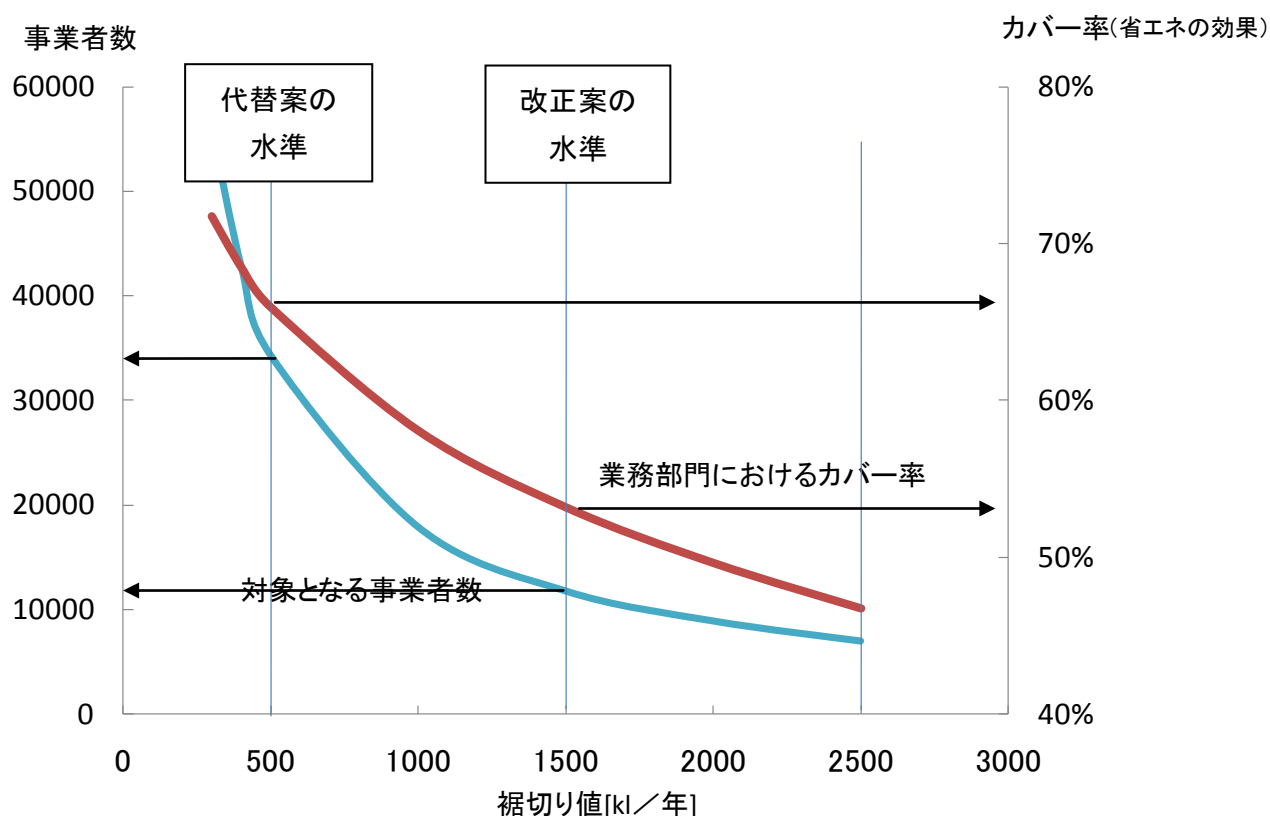
代替案では、改正案と同様に①事業者ごとのエネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者の選任、②事業者全体で使用される年間のエネルギー使用量

の定期報告、③事業者単位での中長期計画の作成等をエネルギー使用量が 500kl／年以上の事業者にも義務付ける。

この場合、改正案と比べ対象事業者が約3倍に増加する（資料3参照）とともに、従業員数が300人未満の中小規模の企業における対象者についても約5倍に増加することが考えられる。

中小規模の企業は、大企業と比べて、省エネルギー対策についてのノウハウ面や資金調達面等での課題を有しており、省エネルギー対策にかかる義務を単独で履行していくことは大きな負担になると考えられる。また同時に、大企業に比べれば、期待される省エネルギー対策の実効性も限定的であると考えられる。

資料3. カバー率と対象となる事業者数（イメージ）



※裾切り値を下げるとカバー率の増加に比べ、規制の対象となる事業者数が大幅に増加すると考えられる。

（出典：資源エネルギー庁試算によるイメージ）

（2）国民

改正案と同様に、代替案による直接的な影響はないが、エネルギーを使用して事業を行う者に今回の規制に対応するための追加的な費用が発生することにより、当該事業者が販売する製品等に価格転嫁され、新たな費用が発生する可能性がある。また、改正案と比べて、規制対象者における企業数が約3倍増加することが

考えられ、その費用は大きくなる可能性がある。

ただし、改正案でも記述したとおり、省エネルギーは事業者のエネルギーコスト削減にもつながるものであり、将来的には価格の低減となり費用が軽減される可能性もある。

（３） 行政機関（国）（法令執行に係る費用）

代替案では、特定事業者・特定連鎖化事業者の裾切り値が 500kl／年となることから、改正案と比べ、行政機関が規制を課す対象の事業者数は３倍に増加することとなり、事業者の指定や定期報告書等の評価といった行政の執行業務にかかる負担が大きく増加すると考えられる。また、改正案と比べ、規制対象者における中小規模の企業が約５倍増加することが考えられるため、中小規模の企業に対する改正省エネ法の周知活動の費用増や、省エネ法施行後の指導等の行政措置を行う件数の増加による費用増が考えられる。

7. 規制の便益

＜改正案＞

改正案では、産業部門のカバー率で見れば、現行の省エネ法において既に約９割に達しており、追加的に対象となる事業者数がカバー率に与える影響は限られている。これに対し、業務部門のカバー率については、現状として約１割であったのが、約５割に拡大する（対象となる事業者数は全体で約１万社になると考えられる）。また、カバー率を５割とすることで、京都議定書目標達成計画における追加対策として試算されている 300 万 t-CO₂ を達成することが予想される。

さらに、現行の工場単位における裾切り値と同様の 1,500kl／年は、事業者にとって浸透した基準で理解を得られやすく、新制度の普及にも貢献すると考えられる。

＜代替案＞

代替案では、業務部門のカバー率が改正案と比べ約２割増加すると考えられることから、京都議定書目標達成計画の追加的対策（300 万 t-CO₂）を達成できると予想され、省エネルギー効果を更に向上する点については改正案よりも効果が期待される。

8. 政策評価の結果

今回の政令改正は、省エネ法の改正に伴い、規制対象となる「事業者」の範囲を決める「エネルギー使用量の裾切り値」を定めるものである。

改正案・代替案では、省エネルギー対策の規制の管理体系は同じであるが、規制の

影響が及ぶ範囲が異なる。国全体として、より少ない負担において一層の省エネルギー対策の効果が上がる案がいずれであるか検討を行った。

改正案については、京都議定書目標達成計画における追加対策として試算されている 300 万 t-CO₂ の達成が可能となると同時に、規制対象事業者は、省エネルギー対策を事業者単位で行うことによる効果が十分に期待できる、総合スーパー等の適切な範囲に設定され则认为られる。

一方、代替案では、改正案よりもよりカバー率を高く設定（約 2 割増加）することとなるため、改正案よりも国全体で期待できる省エネルギーの効果が高く、京都議定書目標達成計画で追加的対策として試算している 300 万 t-CO₂ を達成することが予想される。その反面、対象となる事業者数が大幅に増加（約 3 倍）し、対象事業者に含まれる中小企業の数も大幅に増加するおそれがある。中小規模の事業者は省エネルギー対策についてのノウハウ面、資金調達面等で課題を有し、また、大企業に比べ、中小規模の事業者に期待される省エネルギー対策の実効性も限定的である。したがって、総合的にみれば、事業者に対する負担が大幅に増えると考えられる。更に、事業者数の大幅増加に伴い、行政が実施する業務も増加が見込まれ負担が増えてしまうことも勘案すると、代替案は改正案に比較すれば費用対効果の観点からみて、優れているとはいえない。

したがって、京都議定書目標達成計画における追加対策として試算されている 300 万 t-CO₂ の達成が最低限担保され、事業者等の負担も合理的範囲にとどめることができる改正案（1,500kl／年）が妥当であると考えられる。

9. 有識者の見解その他の関連事項

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー基準部会工場等判断基準小委員会（平成 20 年 5 月～10 月）において有識者で議論した。

10. レビューを行う時期又は条件

政令の施行後 5 年を経過した時期を予定。